

定期報告制度と一般社団法人北海道建築士事務所協会とのかわり

定期報告制度の推進と適切かつ円滑な運営を行うために、特定建築物等の所有者（管理者）に代わって報告の事務手続き等の業務を受け付けております。

当協会の業務

① 定期報告書等の記載内容の指導

定期報告書及び調査・検査の項目に記載の誤りがないか、また記載方法が適切かなどチェックをして、正確な定期報告書として特定行政庁へ提出しております。

② 調査・検査資格者の紹介

定期報告の調査・検査は、1・2級建築士、または、国土交通大臣の定める資格を有する特定建築物調査員・建築設備検査員・防火設備検査員の有資格者が行うことになっております。

有資格者の心当たりのないときは、当協会支部で定期報告の経験豊かな信頼できる有資格者の紹介を行っております。

③ 調査・検査方法の指導

有資格者に対し、建築物・建築設備の調査・検査の方法について、適確な助言を行っております。

④ 代行手数料

以上のような業務を行うための必要な経費の一部をご負担いただいております。

- 特定建築物 1件 5,000円（税込）
- 建築設備（非常用照明、排煙、換気） 各1件 3,000円（税込）
- 防火設備 1件 3,000円（税込）
- 調査料、検査料は有資格者とご相談の上お決め下さい。

⑤ 「報告済証」の発行

平成30年4月1日からは、代行業務の申込者に対して、定期報告終了後に「報告済証」を発行することとしております。



定期報告書を提出する手順について

○報告年度には、行政庁から関係書類が送付されます。
建物の所有者（管理者）は、特定建築物または、建築設備について、専門技術者（有資格者）に調査または、検査を依頼して下さい。

○所有者（管理者）の依頼により調査または検査を行い、報告書を作成し、その結果を所有者（管理者）に通知します。

○記入内容の確認をし、記名のうえ、報告手続き申込書と同時に、提出して下さい。

○お預かりした報告書の記載内容の事前チェックを行い、特定行政庁へ提出いたします。

※特定行政庁（札幌市、江別市、函館市、小樽市、旭川市、北見市、室蘭市、苫小牧市、帯広市、釧路市）

○報告書内容の審査判定及び指導。
○審査内容によっては改善指導等を受ける場合があります。
○副本又は受理証の交付

○特定行政庁より報告書（副本又は受理証）を受けとり所有者（管理者）へ送付いたします。

所有者(管理者)



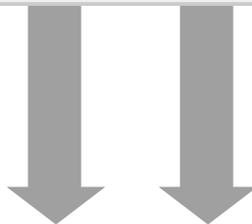
有資格者



所有者(管理者)

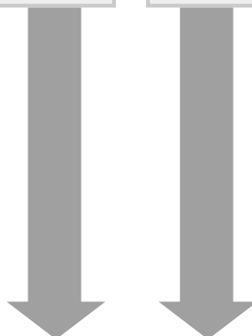


協会各支部



特定行政庁

総合振興局及び振興局



協会各支部



所有者(管理者)

○有資格者に心当たりがないときは協会支部へ相談して下さい。
※調査料または検査料は、有資格者と相談して決めて下さい。

○※有資格者
建築物：1級、2級建築士
特定建築物調査員
防火設備：1級、2級建築士
防火設備検査員
建築設備：1級、2級建築士
建築設備検査員

○協会支部へ提出の際、代行手数料を納入していただきます。
(協会支部へ郵送で報告書及び申込書提出の場合は、後日代行手数料を請求させていただきます)

○お預かりした報告書の記載内容の事前チェックを行い、総合振興局及び振興局へ送付いたします。

○報告書内容の審査、判定及び指導。
○審査内容によっては、改善指導を受ける場合があります。
○副本の交付

○総合振興局及び振興局より報告書（副本）を受けとり所有者（管理者）へ送付いたします。

※報告書（副本及び受理証）は建物の日常の維持保全のための重要な書類ですので大切に保管して下さい。

窓口支部及び分担区域

支部名	北海道総合振興局及び振興局名	所 管 区 域		
		地 域 名	市町村数	市 町 村 名
札幌	石狩振興局	石狩地域の全部	8	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
函館	渡島総合振興局	渡島地域の全部	11	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
桧山	檜山振興局	檜山地域の全部	7	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
後志	後志総合振興局	後志地域の一部	19	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
小樽	後志総合振興局	後志地域の一部	1	小樽市
空知	空知総合振興局	空知地域の全部	24	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
旭川	上川総合振興局	上川地域の一部	16	旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町
名寄	上川総合振興局	上川地域の一部	7	士別市、名寄市、幌加内町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
留萌	留萌振興局	留萌地域の全部	8	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷	宗谷総合振興局	宗谷地域の全部	10	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
網走	オホーツク総合振興局	網走地域の一部	7	網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、佐呂間町、大空町
北見	オホーツク総合振興局	網走地域の一部	4	北見市、津別町、訓子府町、置戸町
紋別	オホーツク総合振興局	網走地域の一部	7	紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
室蘭	胆振総合振興局	胆振地域の一部	6	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
苫小牧	胆振総合振興局	胆振地域の一部	5	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
日高	日高振興局	日高地域の全部	7	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
十勝	十勝総合振興局	十勝地域の全部	19	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧路	釧路総合振興局	釧路地域の全部	8	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室	根室振興局	根室地域の全部	5	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
19支部			179	

の市は特定行政庁です。

一般社団法人 北海道建築士事務所協会 窓口支部及び所在地

本・支部名	〒	所 在 地	電 話
本 部	060-0806	札幌市北区北6条西6丁目2番地 設計会館9階	011-788-7650
札 幌	060-0806	札幌市北区北6条西6丁目2番地 設計会館9階	011-790-8802
函 館	040-0036	函館市東雲町5番11号 SEPT函館3階	0138-27-0122
桧 山	043-0043	檜山郡江差町字本町7 (有)オオフル建築設計事務所	0139-52-1817
後 志	044-0021	虻田郡倶知安町南7条東1丁目 北の杜合同会社建築設計事務所	0136-21-3366
小 樽	047-0024	小樽市花園3丁目15-8 合同会社メルリアン・オフィス内	0134-65-7956
空 知	068-0048	岩見沢市西川町505-8 (株)金田設計	0126-25-0313
旭 川	070-0039	旭川市9条通12丁目 ハタケヤマビル6階 建築指導センター	0166-22-8894
名 寄	096-0013	名寄市西3条南10丁目27-1 (株)ひのき	01654-2-5185
留 萌	077-0004	留萌市元町5丁目36番地 興北建設(株)1級建築士事務所	0164-42-0668
宗 谷	097-0001	稚内市末広5丁目5番6号 (株)富田組	0162-33-2220
網 走	093-0042	網走市字潮見58-16 (株)北斗建設一級建築士事務所	0152-43-1166
北 見	090-0066	北見市花月町18-18 (株)清和設計事務所	0157-61-1131
紋 別	094-0021	紋別市大山町2丁目31 (有)楽原測量設計事務所	0158-23-5542
室 蘭	050-0081	室蘭市日の出町2丁目2番6号 ヴィーナステージII 205	0143-84-8311
苫小牧	053-0005	苫小牧市元中野町4丁目15-12 office元中野2階	0144-84-1040
日 高	059-3107	日高郡新ひだか町三石旭町49-11 アーキレックス一級建築士事務所	0146-32-3730
十 勝	080-0016	帯広市西6条南6丁目3番地 ソネビル5階	0155-21-6270
釧 路	085-0835	釧路市浦見1-2-16	0154-42-6388
根 室	086-1075	標津郡中標津町東35条北4丁目3 第一宅建設計(株)	0153-73-3702